

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

民事訴訟法第191条1項の不承認に関する意見(2)

令和3年5月13日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁護士 端元

弁護士 伊藤

弁護士 池田

弁護士 市橋



原告ら、令和3年5月10日付意見書(2)に対する反論

第1、監督官庁の不承認は本件裁判を拘束すること

- 1、最高裁判所昭和53年5月31日付判例は、民事訴訟法第191条1項の不承認に関するものではなく、また、監督官庁の、承認を要する「秘密」について、判示したものではない(条解 民事訴訟法 第2版 1086ページ)。

2、また、既述のとおり、第199条1項は、第197条第1項1号の場合を除き、裁判所は、証言拒絶の当否を裁判する、と規定する。

そこで、第197条第1項1号につき、実質秘であるか、とか、権限濫用であるか、につき、本件の裁判所は、そもそも判断できない。

3、また、既述のとおり、民事訴訟法中、当該訴訟中では、当事者についても、この不承認に対し、争うことができる規定を定めていない。

そこで、実質秘または、権限濫用の検討を行うとしても、これは、なにがしかの別の機会、になされることはあっても、本件訴訟ではなしえないのである。

4、このように、本件訴訟では、阪上、横山、三輪につき、不承認事項は証言を拒絶できることを前提としなければならない。

5、なお、承認拒絶の要件を充たすか否かの、判断権者は、監督官庁にあるから、監督官庁が、承認を拒絶する場合、その理由を、具体的に示す必要はない（条解 民事訴訟法 第2版 1088ページ）。

第2 証人の保護を図るべきこと

1、原告ら意見書(1)ないし、(2)によれば、原告らは、尋問期日において、不承認事項も、阪上、横山、三輪に対し、尋問する、と述べる。

尋問事項は、シーテックの議事録記載事項に限る、とも述べる。

2、しかし、具体的な事案への尋問を行うことで、通常の活動の状況が明らかとなるのであり、不承認理由1及び2（令和3年3月16日付け「民事訴訟法191条1項の承認について」の別紙3）、に該当することは明らかである。

そして、阪上、横山、三輪の尋問につき、採否が明らかとなる5月17日からわずか2週間足らずで、特に、退職者らが、原告らの行う尋問での問いが、不承認事項にあたるのか、職務上の秘密に該当するのか、を、尋問の場で判断することができるように準備することは、絶対に不可能である。

また、準備の有無にかかわらず、尋問の場において、原告らの行う尋問での問

いが、不承認事項にあたるのか、職務上の秘密に該当するのか、を、即座に判断することは、絶対に不可能である。

そして、証言した事項が、不承認事項であったり、職務上の秘密であったりすると、証人が、民事や、職務上の責任追及を受ける、という深刻な不利益を被ることとなる。

特に、原告ら意見書(1)ないし、(2)によれば、原告らは、不承認事項についても、内容及び表現において厳しく尋問する恐れが大きい。

すると、証人宣誓と、不承認事項の板挟みとなった証人らが、深刻に困惑する恐れは非常に大きい。

本件訴訟の当事者ではない彼らに、そのような深刻な危険と精神的負担を負わせるのは、社会的に許されない、という外ない。

3、そこで、原告らが、意見書(2)によっても、不承認事項も尋問する、と宣言している以上、もはや、絶対に証人として採用すべきではない。

第3 承認事項の尋問について

1、経歴につき、原告らは、警察組織での活動の実態解明を目的として、どの経歴の時に、どこに行き、何を任務とし、誰と知り合い、どのように活動したか、を問うために、議事録作成当時のみならず、その前後の経歴も問う、という。

そうであれば、不承認理由1及び2（令和3年3月16日付け「民事訴訟法191条1項の承認について」の別紙3）、に該当することとなる。

また各証人は、議事録記載等の各時期に、当時の経歴を有していたからこそ、証人とされているのである。

そして、各証人は、議事録記載等の各時期に、当時の経歴を有していたことに争いはない。

そこで、尋問の必要性はない。

2、また、管轄範囲につき大垣警察署の管轄範囲は、客観的に定められているところ、原告らは管轄外の事案に証人らが対処したことを問う、という。

しかし、これは、証人らの活動実態そのものを聞く、ということであり、不承認理由1及び2（令和3年3月16日付け「民事訴訟法191条1項の承認について」の別紙3）、に該当する。

また、尋問事項は、「大垣警察署の管轄地域」であり、「管轄外の事案に証人らが対処した理由」ではなく、尋問事項からも逸脱している。

そこで、尋問の必要性はない。

第4 議事録作成経緯について

既述のとおり、議事録作成経緯は、作成者である、加藤らが証言することになっており、直接議事録を作成したわけでも、閲覧したわけでもない、阪上、横山、三輪に対する尋問の必要性はもともとない。

第5 原告らについて

反対に、原告らが、不承認が違法または、権限濫用、というのであれば、不承認機関に対し、本件訴訟外において、何らかの対処を行うことは可能である。

第6 結語

上記各理由から、阪上、横山、三輪を証人として採用すべきではない。

以上